国家公務員と同じく平均7.8%減額

2012 年8月から実施方針

北大、賃金減額の合理的理由、全く説明できず!

平均7.8%(国家公務員と同率)の超大幅減額!

北大は6月18日に組合に対して説明会を行い、 北大教職員に対して次のとおり国家公務員と同率 の超大幅な賃金減額を実施すると表明しました。

★基本給月額:平均7.8%減額

(医療職、海事職を含む)

★管理職手当:一律 10%減額 ★ボーナス:一律 9.77%減額

★諸手当:基本給月額の減額率に応じて減額 (地域手当、超過勤務手当、広域異動手当、特地勤務手当など)

★非正規雇用職員は減額しない

(ただし2013年度は非正規雇用者も減額か?!)

★2012年8月1日から実施

★2013 年度は改めて説明する

国、憲法違反の行為!

すでに国家公務員については 2012 年4月から上記と同率の賃金減額が始まっています。これは、2月29日に成立した臨時特例法に基づく措置です。しかし、国家公務員の労働組合である国公労連は、人事院勧告を無視した大幅賃金減額は憲法違反であるとして、5月25日、国を相手取り、東京地裁に違憲訴訟を提起しました。

北大、国の違憲行為に荷担!

北大は、国の違憲行為と同じことをしようとして います。北大は2009年11月に労働組合法違反の罪 (不当労働行為)を犯したのち、今度はあろうこと か違憲行為に荷担しようとしているのです。

北大、合理的理由 全く示せず!

6月 18 日の説明会で北大は、賃金減額を行う合理的理由を何も示すことが出来ませんでした。それは、臨時特例法が政府提案ではなく議員立法だったので、通常ならば法案の国会提出に際して行われる閣議決定も何もなく、政府は、他力本願的に成立した法律の内容を実行してほしいと国立大学法人に「要請」しているだけなのです。そのため北大は理由づけが全くできません。しかし政府のしつこい「要請」は国立大学法人の労使関係に対する介入へと転化し、北大はその圧力に屈したのです。

組合、6月21日に学長団交申し込み

これほど不当な背景を持つ賃金減額に、組合は反対 せざるを得ません。 6月 21 日に学長団交を申し入 れましたが、団交のなかで賃金減額の理由を徹底的 に追及し、減額の不当性を明らかにします。

国、国家公務員の退職金を400万円減額方針!

国は、上記の平均7.8%減額とは別に、2013年3月末に退職する国家公務員から、平均400万円の退職金減額を開始しようとしています。人事院が2012年3月に公表した調査結果では、国家公務員の退職金が民間労働者のそれより400万円あまり高いとされたので、その差額分を減額するというのです。

国はこの退職金減額を、2012年秋の国会で立法化 する予定のようですが、とにかくこれが国家公務員 に実施されると、国立大学法人の教職員に連動して くるのは必至です。とんでもないことです。そうな らないよう、まず立法化に反対しましょう。

2012年6月26日

北海道大学教職員組合

〒060-0811 札幌市北区北 11 条西 6 丁目 北海道大学内

TEL & FAX 011-746-0967

Mail: kumiai@ma4.seikyou.ne.jp http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/